

平成 21 年 12 月 7 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

平成 21 年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度  
における内閣府令案等に対する意見の提出について

平成 21 年 11 月 6 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと  
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ  
げます。

以 上

## 平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等に対する意見等

項番	該当箇所(条項番号等)	意見等	理由等
「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連			
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第158条、162条	<p>開示規制の適用除外債券である国債証券・地方債証券等(以下、国債等)を全国に点在する数多くの店舗網を経由させる形で窓口販売するケースについては、「均一の条件」で行っていないことから現状「売買」により整理しており、第158条に規定する注文伝票の取扱いを行い、第162条に規定する取引記録の取扱いは行っていない。</p> <p>公共債窓販については、「売出し」に該当する場合であっても、当該取引が「買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うもの」でない限り、「売買」について作成すべき帳簿書類を作成することで足り、「売出し」に該当することに伴う追加的に作成すべき帳簿書類はないとの理解でよいか。</p>	<p>現行とは異なる売出しの法定帳簿が必要となった場合、新たにシステム対応する必要があり、その開発コスト負担が大きいことや準備期間が相応にかかることから、確認するもの。</p>
2	金融商品取引業等に関する内閣府令第158条、第162条	<p>現状、公共債については開示規制(金融商品取引法第2章)の適用が除外されており(金融商品取引法第3条)、また、公共債の業者間取引のほか、財務省との取引や日銀オペについては「均一の条件」で行っていないことから、「売買」として取り扱っている。</p> <p>改正後、公共債については、引き続き開示規制の適用が除外されるものの、公共債の業者間取引、または財務省との取引若しくは日銀オペであったとしても、特段の除外規定がないことから、「売出し」に該当すると理解している。</p> <p>他方、「売出し」に該当する場合であっても、当該取引が「買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うもの」ではない限り、「売買」について作成すべき帳簿書類を作成することで足り、「売出し」にも該当することに伴い追加的に作成すべき帳簿書類はないとの理解でよいか。</p>	<p>現行とは異なる売出しの法定帳簿が必要となった場合、新たにシステム対応する必要があり、その開発コスト負担が大きいことや準備期間が相応にかかることから、確認するもの。</p>
3	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第13条第3項	<p>「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(案)2-7では、「コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合」を、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件とされ、短期社債取引にも準用されている。これは、短期社債取引の実務において、発行者が証券会社や銀行等のディーラーと相対で条件等を交渉し、引受けが行われた後、さらに相対で個々の投資家に販売されるのが通常であり、このような場合は発行者から個々のディーラー毎に一つの発行があるとの解釈に基づくものと考えられる(一回の発行における取得勧誘対象者は常に一人)。改正後においてもかかる考え方を維持し、ディーラーが買い付ける短期社債の口数が50口未満であること(ディーラーを通じて50名以上の投資家に分売されていく可能性がないこと)をもって、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件としていただきたい。</p>	<p>取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件の確認のため。</p>
4	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第13条第3項第1号、第13条の7第3項第1号	<p>私募要件に従って取得(引受)した振替債(例えば短期社債)の売付け勧誘等については、口数が50口未満で単位未満に分割できない旨の制限(「転売制限」(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第13条第3項第1号イ、同第13条の7第3項第1号イ))、かつ「転売制限」が付されている旨を知ることができるよう措置が取られている(同第13条第3項第1号ハ、同第13条の7第3項第1号ハ)ような場合、当該転売制限の条件に則って(=私募要件を維持したまま)取り扱うこととすれば、いわゆる「少人数私売出し」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>少人数私売出しの要件の確認のため。</p>
5	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第13条第3項第1号、第13条の7第3項第1号	<p>「転売制限」における「当該有価証券の枚数又は単位の総数が50未満」とは、売付け勧誘等を行う各金商業者等(コマーシャル・ペーパーの場合、各ディーラー)ごとの数(業者毎に50未満)であるとの理解でよいか。</p>	<p>少人数私売出しの要件の確認のため。</p>

投信目論見書の見直し関連			
6	企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の3第2項	営業拠点の窓口にて、投資者から請求目論見書の請求を受けた際の対応として、投資者に電子交付の承諾を口頭で受けたうえ、請求目論見書が掲載されているホームページアドレスを案内することは、請求目論見書の交付として事足りるか。	機動的な電子交付の観点から、パソコンが利用可能な投資者には当該方法による請求目論見書の交付を認めていただきたい。
7	特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項(特定有価証券企業内容等開示ガイドライン)15-3	交付目論見書と請求目論見書を同時に交付し、または一冊に合冊したものを交付することができる旨の規定(「特定有価証券ガイドライン15-3」)が削除されるが、今後合冊目論見書の交付は認められるか。 また、インターネットバンキングの場合、交付目論見書と請求目論見書を同一のPDFで提供し交付することを認めていただきたい。	請求目論見書の誤交付あるいは交付漏れを防止する観点から合冊目論見書の交付余地を残していただきたい。